

都道府県・政令指定都市名	08 茨城県
--------------	--------

時点:2021年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民生活環境部女性活躍・県民協働課
担 当 職 員 数	4 人 (専任 4 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	茨城県男女共同参画推進本部	
設置年月日(西暦)・根拠	2001年5月1日	根拠: 茨城県男女共同参画推進本部設置要項
長 の 役 職	知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	茨城県男女共同参画審議会	
設置年月日(西暦)	2001年4月1日	
構 成 員	14 人 (女性 8 人、男性 6 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月	
名 称	茨城県男女共同参画基本計画(第4次)	
改定・見直しの予定時期	2026年4月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	茨城県男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西 暦)	2001年3月28日	
	施 行 日(西 暦)	2001年4月1日	
	最 終 改 正 日	2019年4月1日	
	改 正 内 容	性別による権利侵害の禁止及びセクシュアルハラスメント等に関する必要な情報の提供、相談体制の整備	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:		
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)	2021年3月31日
目 標 値	(西暦) 2025 年度まで	40 %		
根 拠	茨城県男女共同参画基本計画(第4次)			
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、政令、条例等により設置されている審議会等			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(63)うち女性委員を含む審議会等数(63)	延総委員等数(1,204)延女性委員等数(451) 女性比率(37.5)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(63)うち女性委員を含む審議会等数(63)	延総委員等数(1,204)延女性委員等数(451) 女性比率(37.5)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(38)うち女性委員を含む審議会等数(38)	延総委員等数(872)延女性委員等数(314) 女性比率(36.0)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(6)	延総委員等数(77)延女性委員等数(11) 女性比率(14.3)
目標値以外の目標設定				
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	421 人	(2021 年 3 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
		そ の 他	()	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)										
	管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳											
	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	次長相当職(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	課長相当職(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	(D)	(%)	(E)	(F)	(%)	(G)	(H)	(%)	
本庁	計	454	36	7.9	19	3	15.8	55	1	1.8	380	32	8.4
	うち一般行政職	348	35	10.1	19	3	15.8	36	1	2.8	293	31	10.6
支庁・地方事務所等	計	317	30	9.5	3	0	0.0	40	3	7.5	274	27	9.9
	うち一般行政職	186	14	7.5	1	0	0.0	21	0	0.0	164	14	8.5
全体	計	771	66	8.6	22	3	13.6	95	4	4.2	654	59	9.0
	うち一般行政職	534	49	9.2	20	3	15.0	57	1	1.8	457	45	9.8
再掲	警察関係	163	2	1.2	0	0		16	0	0.0	147	2	1.4
	教育委員会	49	6	12.2	2	1	50.0	4	0	0.0	43	5	11.6

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	794	141	17.8	1,171
	うち一般行政職	613	131	21.4	592	172	29.1
支庁・地方事 務所等	計	1,043	282	27.0	2,517	846	33.6
	うち一般行政職	660	173	26.2	1,195	575	48.1
全体	計	1,837	423	23.0	3,688	1,051	28.5
	うち一般行政職	1,273	304	23.9	1,787	747	41.8
再掲	警察関係	416	33	7.9	1,502	131	8.7
	教育委員会	348	137	39.4	627	377	60.1

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	53	7	13.2	76	17	22.4	53	13	24.5
	うち一般行政職	50	7	14.0	72	17	23.6	46	12	26.1
支庁・地方事 務所等	計	63	5	7.9	110	37	33.6	198	50	25.3
	うち一般行政職	37	2	5.4	50	24	48.0	55	23	41.8
全体	計	116	12	10.3	186	54	29.0	251	63	25.1
	うち一般行政職	87	9	10.3	122	41	33.6	101	35	34.7
再掲	警察関係	28	0	0.0	47	4	8.5	127	18	14.2
	教育委員会	11	1	9.1	31	21	67.7	32	10	31.3

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 年 数	遠隔地で の長期研 修(4週間 以上)	遠隔地で の 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○	○	○			○	◎			○	法令に基づく学歴、免許その他の資格及び人事委員会が認める知識、知能、経歴等を有すること
補佐級	○		○			○	◎			○	法令に基づく学歴、免許その他の資格及び人事委員会が認める知識、知能、経歴等を有すること
係長級	○		○			○	◎			○	法令に基づく学歴、免許その他の資格及び人事委員会が認める知識、知能、経歴等を有すること

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	2,996	371	12.4
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	605	261	43.1
うち 上級	349	131	37.5
うち一般行政職	225	111	49.3
うち 上級	145	66	45.5
うち警察関係	215	54	25.1
うち 上級	104	26	25.0

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	茨城県職員旧姓使用取扱要領、茨城県教育庁等職員旧姓使用取扱要領、茨城県警察職員旧姓使用事務取扱要領
該部分の条文(本文)	<p>(茨城県職員旧姓使用取扱要領) 第2条 職員は、人事課長に届け出ることにより、専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。</p> <p>(茨城県教育庁等職員旧姓使用取扱要領) (旧姓の使用) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、専ら職員間で使用している文書等において旧姓を使用することができる。</p> <p>(茨城県警察職員旧姓使用事務取扱要領) 1 趣旨 この要領は、茨城県警察職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書、図画及び電磁的記録(以下「文書等」という。)で使用すること(以下「旧姓使用」という。)に関し、必要な事項を定める。</p> <p>2 旧姓使用の方針 職員から旧姓使用の申出があった場合には、3に掲げる文書等について、旧姓使用を認めることとする。</p> <p>3 旧姓使用の対象 旧姓使用の対象となる文書等は、次に掲げるもの以外のものとする。 (1) 給与の事務に関する文書(2) 源泉所得税の事務に関する文書(3) 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書 (4) 児童手当の申請に関する文書(5) 共済組合に関する申請書等 (6) 5の規定により警務部警務課長(以下「警務課長」という。)が旧姓使用の対象から除外した文書等</p> <p>4 旧姓使用の手続等 (1) 旧姓使用を希望する職員は、旧姓使用申出書(別記様式第1号)を所属長を経由して警務課長に提出すること。 (2) 警務課長は、提出を受けた旧姓使用申出書の記載内容に誤りがないことを身上異動届(茨城県警察処務に関する訓令(昭和46年茨城県警察本部訓令第10号)様式第5号)に添付された戸籍謄本等により確認できた場合には、旧姓使用通知証(別記様式第2号)を交付し、当該職員に旧姓使用を認めることとした旨を通知する。 (3) 旧姓を使用する職員(以下「旧姓使用職員」という。)が、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(別記様式第3号)を所属長を経由して警務課長に提出すること。 (4) 警務課長は、(2)により旧姓使用通知証を交付し、及び(3)により旧姓使用中止届を受理したときは、その内容を旧姓使用職員台帳(別記様式第4号)に記載するほか、旧姓使用職員の戸籍上の氏、使用する旧姓、旧姓使用の開始日及び中止日その他必要な事項を旧姓使用職員台帳及び人事記録に記載する。 (5) 旧姓使用職員への人事発令は、旧姓により行う。 (6) 公刊物等に当該職員の氏名を掲載する場合には旧姓を記載するとともに、旧姓使用職員の身分証明書等の氏名を明らかにするものには旧姓を記載するなど適切な旧姓の公示を行う。</p> <p>5 旧姓使用の対象の除外等 (1) 旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等の所管所属長は、当該文書等を旧姓使用の対象から除外しようとするときは、旧姓使用除外申請書(別記様式第5号)を警務課長に提出する。 (2) 警務課長は、当該文書等の旧姓使用の可否について判定を行い、旧姓使用の対象から除外することとした場合には、旧姓使用除外通知書(別記様式第6号)により、各所属長を通じて、旧姓を使用する職員に通知する。</p> <p>6 経過措置 この要領の施行前に行われた旧姓使用の届出、旧姓使用届出証の交付又は旧姓使用中止の届出については、この要領により旧姓使用の申出、旧姓使用通知証の交付又は旧姓使用中止の申出が行われたものとみなす。</p>

問7-9: 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2021年4月1日	2: その他(西暦)
---------	-------------	------------

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数		うち管理職数(人)	うち女性数	
	(人)	女性比率(%)		(人)	女性比率(%)
61	2	3.3	14	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	ダイバーシティ推進センター(2020年11月に男女共同参画センターから名称変更)		愛称・通称	ぼらりす	
設置年月日(西暦)	2020年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 310-0011 住 所: 茨城県水戸市三の丸1-5-38 電話番号: 029-233-3982 FAX番号: 029-233-1330 ホームページ: https://www.diversity-ibaraki.jp/				
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名: 県民生活環境部女性活躍・県民協働課) 指定管理者(名称:) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名: 県民生活環境部女性活躍・県民協働課) 指定管理者(名称:) その他()				
職員数	常勤	5 人、	非常勤	5 人	予算額 2021年度 4,734 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 ホームページ等による広報、男女共同参画推進員による啓発) ○ 2. 講座(主な事項: 男女共同参画等に関する研修・講座の実施) ○ 3. 相談事業(主な事項 総合相談、法律相談、キャリア相談ほか) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: ライブラリーの開設、問い合わせに対する情報提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項 茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会の設置) ○ 6. 交流促進(主な事項) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) ○ 9. 調査研究(主な事項 県内市町村を対象とした調査・研究の実施) ○ 10. その他(主な事項:)				
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの:○				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)	出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 茨城県女性団体連盟 2. 無 名称等:	加盟団体数	11	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無	会 員 数	108071	
問10-4 活 動 内 容	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 { 内容: }				
※ 実施しているもの:○					

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催	}
○ 2. 市区町村職員研修会の開催	
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催	
○ 4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付 { 名称: } 概要: }	
7. その他 { 内容: }	

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施	}
2. 研修受講職員の男女比を配慮	
3. その他 { 内容: }	

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	25,186	25,566	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0022 %	0.002 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	15,626	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○		
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○			
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○			
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○			
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		○
	12 その他		○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	茨城県働き方改革優良企業認定制度(7, 8, 9, 10, 12)、いばらき女性活躍推進会議会員企業登録制度(12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	茨城県女性リーダー登用先進企業表彰(1, 3, 4, 5, 6, 11, 12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	いばらき女性活躍推進会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	男女共同参画年次報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2021年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ パネル展示 ・ ホームページの開設	男女共同参画に関するパネルを県庁内に展示 ダイバーシティ推進センターホームページによる広報		年2回 随時
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・ 出前講座 ・ 男女共同参画等に関する研修・講座	団体等を訪問し、男女共同参画に関する講座を開催 ダイバーシティ推進センターにおいて研修・講座を実施	延べ1,500人	随時 年5回
4. 相談事業 ・ チャレンジ相談 ・ 女性のための総合相談 ・ 法律相談 ・ 女性のキャリア相談 ・ 多様な困難を抱える女性のためのよりそい相談	様々な分野へのチャレンジに関する相談 悩み事に関する相談、男女共同参画に関する苦情、意見 弁護士による法務相談 女性のキャリアアップに関する相談 いじめ、女性差別、ハラスメントなどによる悩み、トラウマを抱え、社会参加や就業が出来ていない方の相談		随時 随時 随時 随時
5. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画年次報告書 ・ ダイバーシティ推進センター	県における男女共同参画の推進状況等に関する報告書 ダイバーシティ推進センターにおいてのライブラリー開設、問い合わせに対する情報提供		年1回 随時
6. 苦情処理 ・ 茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会	県民からの苦情、意見申出の処理	委員3人	随時
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・			
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 県内市町村の男女共同参画推進に関する実施状況調査	県内市町村を対象とした調査の実施		年1回
11. その他 ・ 市町村男女共同参画担当職員及び茨城県男女共同参画推進員研修会	各市町村職員や県で委嘱している男女共同参画推進員を対象として男女共同参画の理解を図るための研修会	延べ100人	年3回

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	茨城県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない, 不明等)	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	2
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	1
規 則 名	茨城県議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の弔事、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 3 議員が早退しようとするときは、あらかじめ議長に届け出なければならない。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無		
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	1	家族の弔事
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要なる場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()	
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1
規 則 名	茨城県議会における議員の通称名の使用に関する取扱要綱	
条文本文		
2通称名の承認 議員が、県議会において通称名を使用しようとする場合には、次の事項を記載した申出書(様式第1号)を議長に提出し、その承認を得るものとする。(1) 戸籍簿に記載されている氏名及びふりがな(2) 通称名及びふりがな(3) 通称名を使用する理由		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		
男女共同参画月間のパネル展において、政治分野における男女共同参画についての展示を実施。		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 2

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦) (2021年3月31日)

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2017年9月26日	～	2021年9月25日
副知事	2人	(女性 0人、男性 2人)			

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	52	14	26.9	
	都道府県防災会議(委員のみ)	51	14	27.5	
	内				
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	15	1	6.7	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	5	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	3	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	8	40.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	5	100.0	
	2 国土利用計画地方審議会	11	5	45.5	
	3 土地利用審査会	5	2	40.0	
	4 都道府県交通安全対策会議	22	8	36.4	
	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	14	5	35.7	
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	21	8	38.1	
	7 精神医療審査会	15	7	46.7	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審査会	21	8	38.1	
	10 准看護師試験委員会	12	5	41.7	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	22	11	50.0	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	25	14	56.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
	15 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審査会	14	7	50.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	12	7	58.3	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	7	4	57.1	
	21 都道府県都市計画審議会	22	7	31.8	
	22 開発審査会	7	3	42.9	
	23 私立学校審議会	12	5	41.7	
	24 石油コンビナート等防災本部	23	1	4.3	
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	30	4	13.3	
	29 土地区画整理審議会	39	1	2.6	
	30 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	31 介護保険審査会	12	5	41.7	
	32 都道府県固定資産評価審議会	10	4	40.0	
	33 感染症の診査に関する協議会	63	16	25.4	
	34 警察署協議会	222	105	47.3	
	35 土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	10	4	40.0	
	37 都道府県国民保護協議会	47	7	14.9	
×	38 地方独立行政法人評価委員会				
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	44 留置施設視察委員会	6	3	50.0	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	25	2	8.0	
	46 指定難病審査会	10	3	30.0	
	47 小児慢性特定疾病審査会	7	4	57.1	
	48 行政不服審査会	6	3	50.0	
×	49 地域医療対策協議会				
	50				
	51				
	52				
	53				
	合計	872	314	36.0	
	女性委員0の審議会数	0			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	3	50.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	0	0.0	
6	都道府県労働委員会	15	1	6.7	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	25	1	4.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	77	11	14.3	
	女性委員0の委員会数	3			